

リフォーム事業者団体による取組

1. 会員向け

①研修会の実施

(例)

- ・省エネリフォーム研修
- ・インテリアリフォーム研修
- ・インスペクション研修
- ・コンプライアンス研修
- ・現地見学会 等

②セミナー・シンポジウム・展示会の開催

(例)

- ・省エネシンポジウム
- ・中古住宅流通シンポジウム
- ・マンション修繕セミナー 等

③コンテスト・表彰制度の実施

(例)

- ・技術関連の表彰制度
- ・デザイン関連の表彰制度
- ・アイデアコンペ 等

④独自資格制度・技術認定制度の運営

(例)

- ・マンションの管理技術者資格
- ・耐震に関する技術認定制度
- ・マイスター制度 等

2. 消費者向け

①相談会の実施

(例)

- ・マンションリフォーム相談会 等

②倫理綱領等の策定

(例)

- ・倫理綱領
- ・業務品質基準 等

倫理綱領

- ① 依頼主の期待に応え、住み心地や資産価値が最大となるよう努める。
- ② 依頼主が適切な選択と判断ができるよう、常に正確な情報の提供に努める。
- ③ 見積や契約等について誤解を生じないよう正確で分かりやすい書面により適正な業務遂行に努める。
- ④ 依頼主にとってよき相談者となり、クレーム等に対して誠実な対応に努める。
- ⑤ 関係法令を遵守し、さらに高い品性とモラルの保持に努める。
- ⑥ 住まいの質の向上を目指し、専門知識の習得と技術・技能の研鑽に努める。
- ⑦ 依頼主の理解と協力を得て、健康で安全な生活環境の実現と資源の有効利用等による地球環境保全への寄与に努める。

※リフォーム事業者団体の集まりである一般社団法人住宅リフォーム推進協議会の倫理綱領